

平成29年6月13日

各 位

株式会社 FIP パートナーズ
代表取締役 白銀 献

弊社に対する業務改善命令について

平成29年6月6日に、弊社に対する検査結果に基づき証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われ、本日、関東財務局長より業務改善命令を受けました。このような事態に至りましたことは大変遺憾であり、本件に関しまして、関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容は下記のとおりですが、弊社といたしましては今回の処分を厳粛に受け止め、深く反省し、経営管理態勢及び業務運営態勢の強化に努め、再発防止策を策定、実施し、信頼回復に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

記

業務改善命令の内容

- ① 顧客に対し、行政処分の内容を速やかに説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。
- ② 顧客に対し、出資金を貸し付けている大韓民国の金融業者の業務運営状況を速やかに把握し説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。
- ③ 公益又は投資者保護上、業務の改善を要する状況について発生原因を特定するとともに、改善策を策定、実施すること。
- ④ 本件に係る責任の所在を明確化し、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること。
- ⑤ 上記①から④までの対応・実施状況について、平成29年7月12日まで（改善策が策定・実施され次第随時）に書面により報告するとともに、その実施状況をすべてが完了するまでの間、随時書面にて報告すること。

以上